

第5回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録

<p>にち じ 日 時</p>	<p>へいせい ねん がつ にち もく じ ぶん じ ぶん 平成27年 5月14日 (木) 10時00分～12時13分</p>
<p>かいさいぼしよ 開催場所</p>	<p>よこはまし けんしゅう せん た ー かい けんしゅうしつ 横浜市研修センター7階 702・703研修室</p>
<p>しゅつ せき しゃ 出席者</p> <p>(五十音 順)</p>	<p>いしわたいいん いのうえいいん うちまいいいん おおのいいん おおぼいいん さとういいん しみずいいん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大野委員、大羽委員、佐藤委員、清水委員、</p> <p>すずきいいん すやまいいいん なかせいいん ながたいいいん ならざきいいん にしかわいいん 鈴木委員、須山委員、中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、西川委員、</p> <p>はまざきいいん まえざわいいん まつしまいいん やましたいいん わ だいいん 浜崎委員、前沢委員、松島委員、山下委員、和田委員</p>
<p>けつ せき しゃ 欠席者</p>	<p>かんざきいいん 神崎委員</p>
<p>かいさいけいたい 開催形態</p>	<p>こうかい ぼうちようしゃ にん 公開 (傍聴者1人)</p>
<p>ぎ だい 議題</p>	<p>1 じれいぼしゅう けつ か こうひよう ほうこく 事例募集の結果の公表について (報告)</p> <p>2 よ じれい ぶんるい 寄せられた事例の分類について</p> <p>3 こんご けんとうよてい 今後の検討予定について</p>
<p>ぎ じ 議事</p>	<p>1 かいかい 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しゅつせきじようきようほうこく 出席状況報告</li> <li>・ はいふ しりようかくにん 配付資料確認</li> <li>・ ぼうちようしゃ かん ほうこく 傍聴者に関する報告</li> <li>・ じ むきょく じんじ いろいろしょうかい 事務局の人事異動紹介</li> </ul> <p>2 ぎだい 議題</p> <p>(1) じれいぼしゅう けつ か こうひよう ほうこく 事例募集の結果の公表について (報告)</p> <p>いしわたかいちよう じれいぼしゅう けつ か こうひよう じ むきょく しりよう せつめい (石渡会長) 事例募集の結果の公表について、事務局から資料1の説明</p>

をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料1について説明)

(石渡会長) 資料1の報告について質問があればお願いしたい。

(中瀬委員) 事例の市ホームページへの掲載についてであるが、学校等、周知に協力していただいたところへ、ホームページ掲載に関するお知らせはするのか。

(事務局) すでに概要をお伝えしているところはあるが、周知にご協力いただいたところには、何らかの形で結果がまとまった旨の情報提供をしていこうと思う。具体的な方法については今後検討したい。

(2) 寄せられた事例の分類について

(石渡会長) 議題の二つ目、「寄せられた事例の分類について」に移りたい。

前回の話し合いの内容をもとに、分類の表が修正されているが、まず資料2と資料3について事務局から説明をもらい、説明後に、分類の表についてご意見をいただきたい。

(事務局) (資料2、資料3について説明)

(石渡会長) 修正してスッキリした分類になった。資料3について、大羽

委員、奈良崎委員、永田委員、井上委員から何か補足説明等はあるか。

(特になし)

(石渡会長) それでは、資料2の分類の表について、「③できればしてほし

くないこと △」はあった方がよいか、それとも削除した方がよいか、  
ご意見を伺いたいと思う。

(松島委員) 差別は差別であるので、曖昧なもの(△)は削った方がよいと思  
う。「絶対にしてほしくないこと」の一本にした方がよい。

(鈴木委員) 前回欠席で議論に参加できなかったが、「差別的取扱いをした  
もの」と「適切な配慮をしなかったもの」の二つに分けること自体が難  
しいことではないかと感じている。しかし、第三者であるこの部会や市が  
状況を読み込む中で分けることはできるかもしれない。ただし、「②絶  
対にしてほしくないこと」と「③できればしてほしくないこと」に分け  
ることは、資料3の大羽委員の意見にもあったが、提供した人に問わな  
ければならないとあるように、主観的なものであり難しい。また、たく  
さんの事例があるので、一つひとつ時間をかけて細かく分類できるので  
あれば、この部会の責任で分類をしてもよいかもしれないが、②と③に全  
て分けることは現実的ではないように思う。

(和田委員) 「③できればしてほしくないこと △」はない方がよいと思う。

また、合理的配慮については、「絶対にしてほしくないこと」ではなく、  
「絶対に」を削って、「してほしくないこと」でよいと思う。

(前沢委員) これまで出ている意見と同様である。理由としては、表はシン  
プルになったが、深く事例を読み込んでどちらかに分類することは困難

である。「②絶対にしてほしくないこと」と「③できればしてほしくないこと」の主観的な部分もなかなか難しいように思う。③はない方がよいと思う。

(石渡会長)「③できればしてほしくないこと △」はない方がよいという意見が続いているが、この部会としては、「△」は無しを結論としてよいか。

(佐藤委員)正直言ってよく分からないというところがある。分類の表の

「行政機関によるもの」、「事業者によるもの」、「行政機関・事業者以外によるもの」の区分は分かるが、「差別的取扱いをしたもの」と「適切な配慮をしなかったもの」の整理においては、分かりやすい事例もあるが、おそらく分類できない事例がたくさん出てくるように思う。分類しなければならぬのかという話も出てくるような気がする。

ここから先の意見は議論に取り上げる必要はないかもしれないが、要は「やってはいけないこと」だけではないかという気がする。そういう意味では、そもそも差別的取扱いがあったとして事例が挙がって来ているのであるが、「差別的事例があった」とするのみの分類でよいような気がする。それから、「適切な配慮をしなかったもの」については、「絶対に」という形容詞が付くと大変（表現が）強いので、△も必要になってくる。そういう相対的なものではないかと思う。表現として「絶対に」とすると、△を置かないと表現がきつ過ぎるように思う。いろいろ話をした

が、差別さべつがあったかなかったか、それのみのように思う。これが一つひと。

もう一つひとは、「絶対ぜったいに」とすると△も必要ひつようになるので、「絶対ぜったいに」は削けずって一本いっぽんでよい感じがする。

(奈良崎委員) △についてすごく悩なやんでいるが、宿題しゅくだいで事例じれいの分類ぶんるいを考かんがえているときに、私わたしは△をいっぱい付つけた。知的障ちてきしょうがい害ひとの人は、資料しりょう4の中なかで、「こうしてほしかったこと」の記載きさいが少すくない。他の障ほか害しょうがいの人は割わりと記き載さいされている。

例えば、33番ばんの事例じれいであるが、これが自分じぶんであつたらとか、この人ひとはどおもう思かんがったのだらうと考じぶんえた。自分じぶんの障しょうがい害いのことを言いったのかな、言いわないかったのか、自分じぶんがどこまで書かけるのか、先生せんせいが理り解かいできるのか、それらかんがを考かんがえて△(できればしてほしくないこと)をつけた。事例じれいの中身なかみによおもっては△も大だい事じだと思おもった。

(和田委員) 私わたしも自分じぶんで分類ぶんるいしてみた。合理的配ごうりてきはいりよ慮きについて、自分じぶんがどう決きめたかという、これは絶対ぜったいにしてほしくないと思おもったものは「×」。これはそれほど大たいしたことではないからこのくらいでよいかなくらいの感かん覚かくで付つけてしまった。しかし、私わたしとしては、やはり△はない方ほうがよいと考かんがえている。また、「絶対ぜったいに」も消けしてほしい。

(鈴木委員) 国くにのQ & Aを見みてみると、個別こべつの事案じあんにおいて、それが差別さべつにかん該がい当とうするか否いなかは、それぞれの事案じあんにおいて、個別こべつ具ぐ体的たいてきに判はん断だんされる

ものであり、本法（障害者差別解消法）では、障害を理由とする差別について、あらかじめ一律に定めることはしていないとある。今、正にたくさんの委員の方から、事例の分類について迷うという話があったが、個別具体的に判断されるのは法施行後の姿ではないか。一つの提案であるが、先ほどの佐藤委員の意見に賛成であるが、差別的取扱いと合理的配慮の不提供を分けるということは、あえてしないで、比較的、部会として分類がしやすいものについて、例示的にいくつかの事例をこれは差別的取扱いに当たる、なぜならば、こういう理由で。これは合理的配慮の不提供に該当する、なぜならば、こういう理由で。と、いくつか例示を出すことでよいのではないか。ここで、差別的取扱いと合理的配慮の不提供に当たるのかどうか、900の事例について全て示していくのは、横浜のスタンダードをここで作ってしまうことになる。個別具体的に判断することはとても難しいことであると、分類の表を見ていて、あらためて感じたところである。

（石渡会長）分類の難しさの話があったが、分類については、差別的取扱いと合理的配慮の不提供を分けない方がよいという意見か。

（鈴木委員）表現は考えないといけないが、そういうことである。国のQ & Aでも、これから国の対応指針や対応要領で具体的な事例が示されるということであるので、それを待ってから、一つひとつの事例を考え

ていく方がよいように思う。一つのケースが「差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」のどちらに入るかは法律家でもなかなか難しいところなのではないかと思う。これを市が行ってくれるのであれば有難いと思うが、相当の判断の難しさがあると思う。

(内嶋副会長) 分類の案の元を考えたのは私であるが、障害者差別解消法の第7条では役所、第8条では会社などが行ってはいけないことが書いてある。一つは差別的取扱いをしないこと。もう一つは社会的障壁についてであるが、生きにくさは障害があるから生きにくいのではなく、障害を生きにくさにさせている社会の在り方、これをバリアと言っているが、それが障害のある方の生きにくさを産んでしまっている。つまり、障害のある方に問題があるのではなく、周りの社会に問題があるという考え方である。そして、バリアを作ってしまった社会の側が変えていこうというのが合理的配慮である。分かりやすく言えば、周りの人が少し気を使えば済むことではないかということである。

一つ目の差別的取扱いは、ワザと意図的なものになると思うが、これは法律では、絶対にやるなとなっている。それから、社会のバリアを変えていこうというのは、割と最近出てきた考え方であるが、例えば、J Rの人が車いすの人が電車に乗るときにスロープを渡してあげたり、または周りの乗客が持ち上げてあげたりなど、このような配慮が必要ではな

いかという議論が二つ目の話である。

さて、分類の表で①、②、③を分けるのは難しいのではないかと  
う意見があったが、確かに難しい。私も宿題として自分で分類をして  
みたが、かなり悩んだ。ただし、難しいからここで分類をしなくてよい  
のかというのが私の課題の投げかけである。先ほど鈴木委員から、国の  
指針が出てからでよいのではないかと話があったが、私は国の指針が  
出る前にやるべきと考えている。つまり、それが横浜市で時間とお金を  
かけて、こうしてみんなで集まっている意義であると思う。国が作るの  
はそれはそれでよいと思うが、おそらくまとまりのよいオーソドックス  
なもの。そこには悩みは出てこない。多くの人が出してくれた生々しい  
事例について悩んでみるということは、時間の許す範囲で私はやってみ  
るべきだと思っている。その上で、分類ができないものはかなりあるか  
もしれない。一方で、分類ができて、差別的取扱いが実際には多くある  
んだということであれば、旧来型の差別がまだまだあるということで、  
それは深刻な問題である。そこは、私は緊急的に優先して解決してい  
かなければならないと考える。また、合理的配慮については、障害の  
ない人の相当の理解を必要とするものである。なぜならば、それはワザと  
やっているものではないからである。例えば、車いすの方が電車に乗れ  
ないのを見て、心の中では助けてあげたいと思っている人はきっといる

はずであるが、日本人の特性として助けられない。誰か一人が助けてい  
ると周りの人も集まる。よって、障害のある人が、できればこうしてほ  
しい、これは配慮してほしいと声を大にして言っていたら、障害  
のない人に対して、皆さんがこういう風に困っているの、社会でこう  
いうことを見かけたら、ちょっと頑張ってもらえませんかというメッセ  
ージを出せる。一方、まだまだ自分たちで何とかなるかもしれない、先ほ  
ど和田委員の発言もあったが、あえて優先順位を付けるという考え方  
に立てば、早くやってほしいことと、ちょっと待ってもよいことの見  
障害のある方からいただけるのであれば、法律にも当事者の意思表示  
に基づいてとあるので、このような分類を考えてみた。私も分類は難  
しいと思ったので、△はなくしてもという気持ちもあるが、△は障害のな  
い人の意見ではなく、障害のある人の意見を優先させたいと思う。(△  
を) 区分することがナンセンスということであれば、なくしてもよいと思  
う。ただし、ワザと差別的取扱いをしているパターンと、うっかり、気  
が付いていなくて差別が発生しているもの(配慮が行われていないも  
の)とは、やはり何らかの形で分け、メッセージとして伝えることが必  
要であると思う。

なお、鈴木委員からあったように、分からないものは除いておくとい  
うのは同意見である。迷うものは、事例の集積、国の見解を待つことで

もよいのではないか。私の趣旨は、全ての事例をこの表の枠に入れていくというのではなく、ここに入らない枠の外にあるものもあるだろうと考えている。

(石渡会長) これまでの意見をまとめると、分類としては、①差別的取扱いをしたもの(絶対にしてほしくないこと)、②適切な配慮をしなかったもの(してほしくないこと)、③どちらにも入らないもの(現時点で分からないもの、△に当たるものを含む)の3つかと思う。

(鈴木委員) 今の整理でよいと思うが、一つ確認しておきたい。全ての事例をこのフィルター(分類の表)にかけるのか。今出ているディスカッションの方が大切であると思うが、特徴的なものについて、例えば、合理的配慮について10件ほどを選んで、それについてディスカッションし、その議論した内容を報告書にまとめていくのがよいと思っている。900を分けて、100が差別的取扱い、100が合理的配慮の不提供、残りの700はよく分からないという出し方はあまりよくないと思う。900の事例をどう扱っていくのか、その点を確認しておきたい。

(事務局) 本日はこの後、資料4の27個の事例について実際に分類を行うことになっており、分類を進める中で、各委員の考え方、部会としてのご意見がある程度見えてくるのではないかと考えている。よろしければ、その本日の部会でのご意見、考え方に沿って、事務局において全

事例についてできる範囲で分類作業をさせていただき、次回の検討部会でその分類の内容についてご確認いただく。そのような形で作業を進めていきたいと考えている。もちろん、いずれにも分類できないものも出てくるかもしれないが、本日のご意見をもとに作業を進めていきたいと思う。

(石渡会長) それでは、実際に分類する中で考えていきたいと思うが、資料2の分類の表については、①差別的取扱いをしたもの(絶対にしてほしくないこと)、②適切な配慮をしなかったもの(「絶対に」は削除してほしくないこと)、③どちらにも入らないもの(その他。現時点で分からないもの、△に当たるものを含む)の3つの区分。誰によるものかの区分は、案のとおり、行政機関によるもの、事業者によるもの、行政機関・事業者以外によるものの3つでよいか。

(大羽委員) ①差別的取扱いをしたものと、②適切な配慮をしなかったものの両方に入るものもあるのではないか。3つ目の③を「どちらにも入らないもの」とせずに、両方に入るものを含めて「その他」としておくことでよいのではないか。

(石渡会長) それでは、①と②の両方に該当するものも、「その他」とは分けて考えていくこととする。

(石渡会長) それでは、資料4の事例の分類を一つひとつ進めていきたい。

それぞれの事例について発言をしたい方はお願いしたい。また、対象の  
障害に該当する委員の方には特に発言をお願いしたいと思う。

まず、5番の事例についてご意見をいただきたい。

(永田委員) 私はこの事例は「②適切な配慮をしなかったもの」に該当する  
と思う。行った者は「事業者によるもの」。

(内嶋副会長) 行政機関による場合もあるかもしれない。

(石渡会長) 「②適切な配慮をしなかったもの」に該当し、事業者による場合  
と行政機関による場合があるという整理でよいか。

14番の事例についてご意見をいただきたい。

(中瀬委員) 場面の想定が、ツアー自体に参加することを断られたのか、受  
付の時点で手話のできる人がいればツアーに参加できたのかなどがよく  
わからない。「①差別的取扱いをしたもの」、「②適切な配慮をしなかつ  
たもの」、場面によっていずれかになると思われる。他にもあると思うが、  
当事者がどのような扱いを受けたのか、場面によって分かれると思う。

(奈良崎委員) 私も「①差別的取扱いをしたもの」か、「②適切な配慮をし  
なかつたもの」であると思う。障害者を専門としているところだと①。  
それ以外の一般の旅行代理店であれば、(障害のことを)何も分からな  
いので②かと思う。

(清水委員) 最近、旅行会社でバリアフリートラベルという商品を出し

ている。ただし、価格が高く、安価なツアーの倍くらいする。事業者によるものの分類になるが、手話通訳を入れると安くは売れなくなってしまう。そういう意味で「②適切な配慮をしなかったもの」であると思う。

(須山委員) 「②適切な配慮をしなかったもの」に該当すると思う。ただし、「手話のできる人を雇い入れること」とあるが、手話のできる人を雇い入れなくても、ちょっと筆談してくれるなどの配慮でも、楽しい旅行ができると思う。なお、車いすの方などの場合については、少し違いが出てくるかもしれない。

(まつしまいん ぶんしょう よ) 文章だけ読むと、「②適切な配慮をしなかったもの」であると思うが、障害者同士のツアーを断られると書いてあるので、「①差別的取り扱いをしたもの」に近いような感じがする。

(うちまふくかいちょう) おそらく障害のみをもってお断りとなると、「①差別的取り扱いをしたもの」。受け入れてあげたいが、聴覚障害が障壁になって、上手くチケットがとれないとか、ツアーの安全が確保できないとしてお断りとなると、「②適切な配慮をしなかったもの」になるのかと思う。

(いしわたかいちょう) 「①差別的取り扱いをしたもの」の場合もあるが、多くの場合は「②適切な配慮をしなかったもの」に当たるという整理でよいか。

つづ 続いて、16番の事例は行政機関によるものであるが、ご意見をいただきたい。

(ながたいいん わたし) 私は②であると思う。

(須山委員) 市役所や区役所は差別的取扱いをしないことになっているので、是非「①差別的取扱いをしたもの」に入れてほしいと思う。

(井上委員) お年寄りのことも考えると、地震などが起こったら大変であるので同じ意見である。

(内嶋副会長) 文章に沿って考えると、「②適切な配慮をしなかったもの」となるだろう。須山委員、井上委員の意見は、公的な機関には障害のある人も高齢の人も多く集まる。その中で火事や震災等の命に関わる最も重要な情報が提供されないということを考えると、①にしたいという意見である。私は②にしたが、当事者の委員の方から、①にしたいという意見が聞けてよかったと思っている。

(石渡会長) 「②適切な配慮をしなかったもの」に該当するが、行政機関による場合で命に関わるような事案については「①差別的取扱いをしたもの」にした方がよいのではないかという意見もあった。  
23番の事例についてご意見をいただきたい。

(和田委員) 「①差別的取扱いをしたもの」に入ると思うが、どちらにも入るようにも思う。病気のことを分かっていない、理解していないことでダメと言ったのであれば、②の合理的配慮の不提供なのかと感じる。

(内嶋副会長) 消防団員は行政機関に含まれるのかどうか確認しておきたい。

(鈴木委員) 地方公務員法を見ると、非常勤の消防団員は特別職になって

おり、<sup>ち ほうこう むいんほう てきよう う</sup>地方公務員法の適用は受けないとなっている。<sup>びょうれき りゆう</sup>病歴を理由にして  
となると、<sup>かぎ</sup>限りなく「①<sup>さべつてきとりあつか</sup>差別的取扱いをしたもの」と<sup>かんが</sup>考えられる。<sup>ぎょうせい</sup>行政  
<sup>きかん なか い ち</sup>機関の中での<sup>かくにん ねが</sup>位置づけについて<sup>ねが</sup>確認をお願いしたい。

(<sup>じ むきよく</sup>事務局) <sup>しょうぼうだんいん い ち</sup>消防団員の<sup>かくにん</sup>位置づけについては<sup>かんが</sup>あらためて<sup>きよう</sup>確認したい。今日の  
ところは<sup>やくしよ ぎょうせいきかん ぶんるい</sup>役所、<sup>おも</sup>行政機関として<sup>おも</sup>分類を<sup>おも</sup>しておいていただければと思う。

(<sup>いしわたかいちよう つづ</sup>石渡会長) <sup>ぼん じれい</sup>続いて、<sup>いけん</sup>29番の<sup>いけん</sup>事例について<sup>いけん</sup>ご意見を<sup>いけん</sup>いただきたい。

(<sup>しみずいいん しりつ ちゅうがっこう ぎょうせいきかん</sup>清水委員) <sup>かんが</sup>市立の<sup>かんが</sup>中学校、<sup>かんが</sup>行政機関によるものと<sup>かんが</sup>考えたが、これは「①

<sup>さべつてきとりあつか</sup>差別的取扱いをしたもの」<sup>おも</sup>であると思う。<sup>しょうがいしゃけんり じょうやく いん くる</sup>障害者権利条約で<sup>おも</sup>インクル

ーシブ<sup>い</sup>教育が<sup>い</sup>言われているが、<sup>じつげん</sup>その<sup>じつげん</sup>実現について、<sup>いっばんきょういく した</sup>一般教育の下で

<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者について<sup>う い</sup>受け入れていくことが<sup>ほしょう</sup>保障されている。しかし、<sup>もんぶ か</sup>文部科

<sup>がくしやう うんよう たいおう</sup>学省は<sup>あいまい</sup>運用で<sup>あいまい</sup>対応していくとし、<sup>あいまい</sup>曖昧になっているが、これは<sup>のちのちもんだい</sup>後々問題

になってくる<sup>おも</sup>と思う。この<sup>じれい</sup>事例は①である。

(<sup>いしわたかいちよう つづ</sup>石渡会長) <sup>さき</sup>続いて、<sup>ならざきいん いけん</sup>先ほど<sup>いけん</sup>奈良崎委員の<sup>いけん</sup>意見にも<sup>いけん</sup>出てきたが、<sup>ぼん じれい</sup>33番の<sup>いけん</sup>事例

について<sup>いけん</sup>ご意見を<sup>いけん</sup>いただきたい。

(<sup>ならざきいん じれい ほんにん じぶん</sup>奈良崎委員) <sup>てきせつ はいりよ</sup>この<sup>てきせつ はいりよ</sup>事例の<sup>てきせつ はいりよ</sup>本人が<sup>てきせつ はいりよ</sup>自分であるとしたら、「②<sup>てきせつ はいりよ</sup>適切な<sup>てきせつ はいりよ</sup>配慮を<sup>てきせつ はいりよ</sup>しな

かったもの」<sup>おも</sup>かと思う。<sup>ちてきしょうがい</sup>知的<sup>かた</sup>障害でも<sup>せんじつ</sup>いろいろな<sup>せんじつ</sup>方がいる。先日、<sup>せんじつ</sup>たま

<sup>ち じん しゅうじ なら</sup>たま<sup>おし</sup>知人が<sup>おし</sup>習字を<sup>おし</sup>習いたいから<sup>おし</sup>教えてと<sup>そうだん</sup>相談に<sup>き</sup>来たが、<sup>じ か</sup>字が<sup>か</sup>書けるので

<sup>はい</sup>あれば<sup>い</sup>入ってくださいと<sup>い</sup>言うが、<sup>か</sup>書けない<sup>ひと</sup>人に<sup>おし</sup>どのように<sup>おし</sup>教えるかは<sup>たい</sup>大

<sup>へんむずか</sup>変難<sup>い</sup>しいことである。<sup>しょうがいしゃ う い</sup>障害者を受け入れると<sup>かんばん</sup>看板に<sup>かか</sup>掲げていけば①で

ある<sup>おも</sup>と思うが、①か②か、いろいろ<sup>なや</sup>悩んだ。

(松島委員) た<sup>まつしまいいん</sup>とえ字が分からなくても、字を<sup>じ</sup>習うための<sup>じ</sup>習字であり、<sup>しょうじ</sup>障害  
を<sup>りゆう</sup>理由として<sup>ことわ</sup>断っている<sup>さべつてきとりあつか</sup>ので、「①差別的<sup>さべつてきとりあつか</sup>取扱いをしたもの」である<sup>おも</sup>と思<sup>おも</sup>う。

(永田委員) 私<sup>ながたいいん</sup>も松島委員と同じで①である<sup>おも</sup>と思<sup>おも</sup>う。

(井上委員) 声<sup>いのうえいん</sup>を出したりすると入れない<sup>こえ</sup>こともある<sup>だ</sup>ので、<sup>はい</sup>状況<sup>じょうきょう</sup>によつて  
は、<sup>た</sup>その他<sup>がいたう</sup>（<sup>がいたう</sup>どちらにも<sup>がいたう</sup>該当しない<sup>がいたう</sup>など）に<sup>がいたう</sup>該当することもある<sup>おも</sup>かもし  
れない。

(須山委員) お<sup>すやまいん</sup>稽古事<sup>けいこごと</sup>というのは、<sup>う</sup>受け入れる<sup>い</sup>側の<sup>がわ</sup>準備<sup>じゅんびたいせい</sup>体制<sup>もんだい</sup>の問題<sup>もんだい</sup>があると  
思<sup>おも</sup>う。<sup>くるま</sup>車<sup>かた</sup>いす<sup>つくえ</sup>の方<sup>ばあい</sup>で<sup>ばしよ</sup>机<sup>たみ</sup>でない<sup>すわ</sup>とできない<sup>おも</sup>という<sup>おも</sup>場合に、<sup>ところ</sup>場所<sup>かんが</sup>が<sup>てきせつ</sup>畳<sup>はいりよ</sup>に座<sup>おも</sup>  
る<sup>おも</sup>所<sup>おも</sup>である<sup>おも</sup>ことなども<sup>おも</sup>考<sup>おも</sup>えられ、「②適切な<sup>てきせつ</sup>配慮<sup>はいりよ</sup>をしなかつたもの」に  
なる<sup>おも</sup>と思<sup>おも</sup>う。

(石渡会長) 受け入れる<sup>い</sup>側の<sup>がわ</sup>状況<sup>じょうきょう</sup>によつては、「①差別的<sup>さべつてきとりあつか</sup>取扱いをしたも  
の」と<sup>い</sup>言<sup>い</sup>えない<sup>おも</sup>こともあり、「②適切な<sup>てきせつ</sup>配慮<sup>はいりよ</sup>をしなかつたもの」でよいの  
ではない<sup>おも</sup>かという<sup>いけん</sup>意見<sup>いけん</sup>であった。

49番<sup>ばん</sup>の事例<sup>じれい</sup>について<sup>いけん</sup>ご意見<sup>いけん</sup>を<sup>おも</sup>いただき<sup>おも</sup>たい。

(奈良崎委員) 事例<sup>じれい</sup>としては<sup>ふた</sup>二つ<sup>おも</sup>ある<sup>おも</sup>と思<sup>おも</sup>う。<sup>ひと</sup>一つ<sup>しごと</sup>は<sup>ないよう</sup>仕事<sup>おし</sup>の内容<sup>おし</sup>を<sup>おし</sup>教<sup>おし</sup>えて<sup>おし</sup>く  
れない。<sup>ひと</sup>もう<sup>なまえ</sup>一つ<sup>よ</sup>は<sup>す</sup>名前<sup>ひと</sup>を<sup>め</sup>呼<sup>わたし</sup>び<sup>おな</sup>捨て<sup>しょうがい</sup>に<sup>おし</sup>され<sup>おし</sup>る。<sup>おし</sup>一つ<sup>おし</sup>目は、<sup>おし</sup>私<sup>おし</sup>も<sup>おし</sup>同じ<sup>おし</sup>障<sup>おし</sup>害<sup>おし</sup>  
のある<sup>おし</sup>人<sup>おし</sup>と<sup>おし</sup>仕事<sup>おし</sup>を<sup>おし</sup>する<sup>おし</sup>ときに<sup>おし</sup>や<sup>おし</sup>って<sup>おし</sup>しま<sup>おし</sup>う<sup>おし</sup>か<sup>おし</sup>もし<sup>おし</sup>れ<sup>おし</sup>ない<sup>おし</sup>が、<sup>おし</sup>例<sup>おし</sup>え<sup>おし</sup>ば<sup>おし</sup>何<sup>おし</sup>回<sup>おし</sup>  
まで<sup>おし</sup>教<sup>おし</sup>え<sup>おし</sup>れば<sup>おし</sup>よい<sup>おし</sup>のか、<sup>おし</sup>職<sup>おし</sup>場<sup>おし</sup>で<sup>おし</sup>ル<sup>おし</sup>ール<sup>おし</sup>を<sup>おし</sup>決<sup>おし</sup>めて<sup>おし</sup>ほ<sup>おし</sup>しい<sup>おし</sup>と思<sup>おし</sup>う。<sup>おし</sup>以<sup>おし</sup>前<sup>おし</sup>、<sup>おし</sup>介<sup>おし</sup>

護職の仕事のときは3回まで聞いてよい、教えるよとしていた。①、②

のいずれでもないと思う。二つ目は、会社の社長から自分も〇〇さんと

呼ばれたことは1回もないなと思った。①、②のいずれでもないと思う。

(内嶋副会長) 事例を二つに分けるのはよいと思う。一つ目は、忙しくて教

える時間がないという状況なのかもしれない。もう一つは、呼び捨て

にされるのが「自分だけ」というところに注意したい。この人だけがそ

うされているということを前提に議論すべきである。

(大野委員) 事例を二つに分けるとするのは私も同感であり、二つ目につい

て「自分だけ」に注意しなければならないことも同じ考えである。そ

れからすると、前者は「②適切な配慮をしなかったもの」、後者は「①差別

的取扱いをしたもの」に当たるのではないかと考える。

(石渡会長) 前者は「②適切な配慮をしなかったもの」、後者は「①差別的

取扱いをしたもの」で、事業者によるものという整理でよいか。

68番の事例についてご意見をいただきたい。

(須山委員) 聴覚障害者としては困ることである。事業者によるもので、「②

適切な配慮をしなかったもの」でよいと思う。

(石渡会長) 続いて、82番についてご意見をいただきたい。

(内嶋副会長) 事例が長いので、私なりの解釈をお話ししたい。一つは、

障害者施設の建った地域の住民の方々からの反対。それをどう取り扱

うのかの問題。もう一つは、その地域の方々との話し合い、融和を図らずに強行に建ててしまったこと。この方のご意見では、行政がその元凶であり、行政がもっと配慮し、トラブルを収めてから建設に進めばよかったのに、無理に建てた、行政に原因があったのではないかという意見のようである。施設を建てた代表者の人も含まれてくるかと思うが、地域と行政等の方がもう少し何らかのことをすればよかったということであると思う。

(奈良崎委員) 三つあると思う。一つは行政は×(バツ)で、行政の人は専門家であるので、住民に伝えるべきだと思う。何で説明しないのかと思う。よって、行政の人は×(バツ)で①の差別であると思う。住民は②の配慮に該当。住民に伝えるのはまず行政だと思う。本人が障害のことを伝えるのはつらい。誰がその人の障害をよく知っているか考えると、支援者か役所のワーカーの人が伝えるのがよいと思うので①か②。文も長いので、作業をやり直すのであれば、分離して考え直した方がよいと思う。

(石渡会長) 続いて、92番の事例についてご意見をいただきたい。

(井上委員) テレビの設定のこともあると思うが、「②適切な配慮をしなかったもの」になると思う。

(須山委員) どこのテレビ番組かによっても変わってくると思う。テレビ神奈

川の市からのお知らせであれば、全て字幕を付けてほしいと思う。大切な  
情報提供であるので①にしてほしい。テレビ局は事業者なので②であ  
るが、テレビ局に依頼する市は①にしてほしい。字幕を付けることはお  
金もかかるし、簡単ではない。現に聴覚障害者はテレビ神奈川に字幕を  
付けてほしいと要望しているが、なかなか付けてくれない。しかし、市か  
らの情報提供については必ず付けてほしい。

(石渡会長) 時間がなくなってきたが、事務局から先に197番と422番につ  
いてご意見を伺いたいとのことである。

197番の事例についてご意見をいただきたい。

(奈良崎委員) 精神障害の制度を教えてほしい。横浜市内は1,200円払えば、  
そのまま乗車券を買えるようになっているのではないか。

(和田委員) バスについては、市内から市外へも、市外から市内へも本人は無  
料。本人はそうであるが、ガイドヘルパー等は無料になっていないの  
で、それは差別であると思う。

(大野委員) 法律的な点から1点お伝えしたい。一つ前の92番の情報提供の  
事例や16番の事例に関連するが、行政については差別的取扱いに反し  
た場合も、合理的配慮の不提供についても、両方とも法的義務である。  
よって、必ず行政にこうしてほしいから①にするということは必要な  
い。やってもらいたいということでは、どちらも同じである。なお、故意

にやっている差別なのか、そこまでではない配慮なのかは、分類として考  
慮してもよいのかなとは思う。

(内嶋副会長) 介護者の運賃の件は、法律の定めはあるが、心情的には①  
にしてほしいということなのだと思います。

(和田委員) 相鉄線や J R について、身体の方には優遇措置があると思う  
が、精神については認められていない。見た目では判断できないからかも  
しれないが、差別ではないかと思う。

(石渡会長) 続いて、422番の事例についてご意見をいただきたい。

(松島委員) これは言語障害のある私たちに多くある事例である。家族と  
話をするケースが圧倒的に多いが、そういうときは、僕の目を見て話し  
てくださいと言う。健全者には分かりにくいのかもしれないが、聞き取  
ってほしい。やはり介助者ではなく、本人に聞いてほしい。①になると思  
う。これは当たり前前の気持であると思う。

(石渡会長) 事例に誰がやったことかの記載はないが、いずれの場合もある  
と思う。

(和田委員) 子供の学校の面談で、先生が主人の方ばかりに聞いて私に聞い  
て来ないことがあった。私に言っても分からないと思われていたのでは  
ないか。

(奈良崎委員) 権利条約からすれば①かもしれないが、②か③(どちらとも  
言えない)かと思う。知的障害や重心は家族や専門家が代弁している

ことが多い。権利条約のとおり、私たちのことは私たち抜きで決めないでと言っても、親の立場からは②が結構多いと思った。ヘルパーなどプランを作る人は③かなと思った。

(内嶋副会長) 当事者からすると「①差別的取扱いをしたもの」。家族からすると「②適切な配慮をしなかったもの」。支援者からすると③辺りではないかということか。

(奈良崎委員) そうである。

(和田委員) 生活支援センターでピアスタッフをしている。初来館の方にセンターの説明をすることがあるが、当事者に家族や支援者が付いて来た場合に、本人が疲れや緊張で話をしても無理であろうと感じることも結構ある。本人に言っても反応がないので、家族に話すこともあるが、基本は本人であると思うし、そうしないと差別であると思う。

(須山委員) 聴覚障害者の場合であるが、周りの状況の話がやはり全ては入って来ていない。その中で本人が決断する場面では、本人ではなく家族に聞いた方がよい場面もある。結局のところ1から10まで本人に説明する時間があるのか、環境、状況によって誰に話した方がよいのかということもあると思う。よって、「②適切な配慮をしなかったもの」になると思う。本人としては、話を全て聞いて判断できる人については、「①差別的取扱いをしたもの」にも当たると思うが、聴覚障害者のように全部の情報が届いていない場合については危ない面もある。本人に

1 から 10 まで全ての情報が届くような配慮が必要であり、そういう意味では②になると思う。

(松島委員) 全部をよく理解できない場合であっても、まずは本人に聞く必要があると思う。①だけでよいと思う。どのような障害であっても本人に聞いて、本人が隣の人に聞いてくださいという場合は、そのようにするべきだと思う。

(須山委員) 私の例を挙げると、私が手術を受けたときであるが、医師からの説明の際、聴覚障害者であるので、医師からはどなたか家族や親戚の人が同席してくださいと言われた。説明は紙にも書いてくれたが、説明後に同席した者と確認をしたら、私は説明の 60 % しか分かっていなかった。そのとき、聞こえているようであるが、やはり全部は聞こえていないのだと思った。命に関わることなので、そういうことも考えると、本人に説明し、判断させることが危険なこともあることは知ってほしい。

(石渡会長) 本人に対してが大前提であると思うが、それぞれの方の障害の状況によって考えなければいけないことがあるということだと思う。

(内嶋副会長) 須山委員、松島委員ともに、本人の意向に従ってほしいということであると思う。おそらく全部を家族に話してほしいということではなく、本人の力のみで補えないところは家族等の力に頼りたい。

それも須山委員の意思であると思う。松島委員の意見では、本人の意向を

むし かぞく しえんしゃ はなし や 無視して家族や支援者に話をすることは止めてほしい。この点は和田

いいん どうよう おも ぶぶん たいへんだいじ ぶぶん おも 委員も同様であったと思う。この部分は大変大事な部分であると思う。

いしわたかいちょう じかん よてい す じれい ぶんるい (石渡会長) 時間も予定を過ぎているので、事例の分類はここまでとしたい。

(3) 今後の検討予定について

いしわたかいちょう ぎだい み め こんご けんとうよてい じむきょく しりょう (石渡会長) 議題の三つ目。今後の検討予定について、事務局から資料5

せつめい せつめいご なに しつもんどう ねが の説明をしてもらい、説明後に何か質問等があればお願いしたい。

じむきょく しりょう (事務局) (資料5について説明)

いしわたかいちょう こんご けんとうよてい せつめい なに しつもんどう (石渡会長) 今後の検討予定について説明があったが、何か質問等はあるか。

いしわたかいちょう じかい けん こ じれい ぶんるい (石渡会長) 次回までに、この1,000件を超える事例について分類をしてみ  
るということか。

じむきょく ぶんるいさぎょう すこ はなし ほんじつ (事務局) 分類作業について少しお話をさせていただきたい。本日、お

てもと おうぼ じれい いちらん はいふ くぼ ひとつ 手元に応募事例の一覧を配付させていただいた。2つお配りしたが、一つ

ばめんべつ ぶんるい なら ひとつ しょうがいべつ ぶんるい なら は場面別に分類して並べたもの、もう一つは障害別に分類して並べたも  
のである。

ほんじつ ぶかい ぶんるい けいぞく おも すべ じれい ぶんるい 本日の部会の分類も継続になると思われるため、全ての事例を分類する

ことはできないと思うが、本日の議論において、各委員がほぼ同じ意見で

あろうというものや、部会の意見としてはこうであろうと、いろいろかんが

かた うかが ぶぶん はんい ぶんるいさぎょう 方を伺えた部分があったので、それらをもとに、できる範囲で分類作業

をおこな おも こんご ぶかい ぎろん ま ぶんるい を行ってみたいと思う。今後の部会での議論を待たないと分類できない

ものについては、じかい けんとうぶかい ぎろん かんが かた しめ 次回  
の検討部会での議論や考え方が示されるのを待つ

すす  
て進めていきたい。

いしわたかいちょう きょう ぎろん ほん い ぶんるい さぎょう すす  
(石渡会長) 今日の議論をもとに、できる範囲で分類作業を進めてみると  
いうことである。

### 3 その他 (連絡事項等)

いしわたかいちょう じ む きょく れんらく じこうとう ねが  
(石渡会長) 事務局から連絡事項等をお願いしたい。

じ む きょく てん め ほんじつ じれい ぶんるい じかん  
(事務局) 1点目は、本日の事例の分類についてであるが、時間があれば、

じ む きょく からいくつかご質問したい点があった。こうつううんちん わりびき はなし  
事務局からいくつかご質問したい点があった。交通運賃の割引の話など、

ほか せいど かか はなし しょうがいしゃさべつかいしょうほう さだ ふとう  
他の制度に関わる話もあり、障害者差別解消法が定めている不当

な差別的取扱いや合理的配慮の範囲を超えていると思われるものもあ

ったと思う。おも ぶかい ほうりつ こ よこはまし いけん  
部会として、法律を超えて横浜市はこうすべきというご意見

をいただくこともあるかもしれないが、じかいせいり おし  
次回整理していくつか教えていた  
ただきたい。

てん め さき はなし ほんじつ ぎろん  
2点目は、先ほどもお話をさせていただいたが、本日の議論をもとに、

かのう ほん い じれい ぶんるい さぎょう すす ごじつ かくいん しりょう そうふ  
可能な範囲で事例の分類作業を進め、後日、各委員に資料を送付させて

いただくよていである。よろしくねが  
いただく予定である。よろしくお願  
いしたい。

てん め ほんじつはいふ おうぼ じれい いちらん め とお  
3点目は、本日配付の応募事例の一覧であるが、まずは目を通して

ただければおもう。なお、ほんじつ しょうがいしゃ ぶらん はいふ  
なお、本日、障害者プランも配付させていただき、

もちかえり しりょう おも じたくあて ゆうそう  
持ち帰る資料がかなり重くなるため、ご自宅宛に郵送もさせていただき

たい。きぼう かた えんりよ もう で  
たい。ご希望の方は遠慮なく申し出ていただきたい。

さいご じかい かいさいよてい がつ にち か ごご じ かいじょう  
最後に次回の開催予定であるが、6月16日(火)午後2時から、会場

	<p>は市庁舎5階の関係機関執務室である。</p> <p>(石渡会長) 各委員から何かあるか。</p> <p>(大羽委員) 寄せられた事例は、差別であると感じて出てきているものであり、それを公表することはよいが、差別であるかないかは、はっきりさせていかないといけない。先ほど手術の内容を家族に伝えることの話があったが、家族に説明すること自体は差別ではないだろうと思う。また、事例には、事実誤認や勘違いもある。よって、今回は差別か差別でないかの分類についても含めていただきたい。</p>
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 事例募集の実施結果(速報)について</p> <p>資料2 検討用分類(修正案)</p> <p>資料3 分類の表の修正案(資料2)についての意見</p> <p>資料4 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など(一部抜粋)</p> <p>資料5 今後の検討予定(案)</p>